

学 則

1 研修の目的

地域、家族における介護力を高めるために介護職員初任者研修を実施し、地域における介護力を高める環境作りを行うことを目的とする。

2 研修の名称

社会福祉法人旭川市社会福祉協議会 介護職員初任者研修

3 研修の要旨

事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	受講料(円)	受講対象者
旭川市 5 条通 4 丁目 893 番地の 1 旭川市と きわ市民ホール 1 階	昼間及び 通信	8 カ月	8 月～10 月 (3 カ月)	2 0	50,000	一般
旭川市 5 条通 4 丁目 893 番地の 1 旭川市と きわ市民ホール 1 階	昼間及び 通信	8 カ月	3 月～5 月 (3 カ月)	2 0	50,000	一般

4 受講手続

(1) 募集時期

平成 27 年 7 月から平成 28 年 3 月

(2) 受講料納入方法

申込後、指定の期日までに金融機関指定口座に振込むこと

なお、研修開始までに受講料が振り込まれないときには、受講を断る場合がある。

(3) 受講料返還方法

受講前について、当会の都合により研修を中止した場合に限り受講料を返還する。

5 カリキュラム

研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙 1「研修カリキュラム表」のとおりとする。

6 主要テキスト

介護職員初任者研修テキスト（一般財団法人長寿社会開発センター発行）

7 修了認定

(1) 出欠の確認方法

各教科の開始前に出欠簿にて出欠確認を行う。

(2) 成績の評定方法

添削課題について、下記基準にて評価する。

採点基準 A～D に区分して評価する。

A = 90 点以上 B = 80～89 点 C = 70～79 点 D = 69 点以下

(3) 修了の認定方法

修了評価については、研修最終日に修了試験を行う。

採点基準 75% 以上で合格とする。75% 未満の場合は、補講等を行い、再試験を実施し受講者の理解度を確認する。

(4) 修了証明書

修了が認定された者には、別紙 2 及び別紙 3 の修了証明書を交付する。

8 補講の取扱い

原則行わない。未履修科目については、次期開催時に履修するものとする。

9 退学規定

受講者が退学しようとするときは、所定の退学届を提出すること

受講者が当会の定める諸規定を守らず、または受講者の本分にもとる次の行為のあったときには、退学を命ずることがある。

- ア 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
- イ 学力劣等で終了の見込みがないと認められるとき。
- ウ 正当な理由がなくして出席が常でない者。
- エ 研修の秩序を乱している者。

10 講師

添付3号様式のとおりとする。

11 実習施設

添付5号様式のとおりとする。

注1 事業者が学校等の場合で、法令上定めている学則があっても、介護職員初任者研修に関しての学則を別途定めるものとする。

2 事業者は、学則そのものを提出する（本様式は、例示である。）。要綱10(1)に掲げる項目については、その内容が含まれるならば、別の名称であっても、項目を統合、追加しても構わない。なお、項目によっては、必要に応じて、別紙として添付すること。

3 項目ごとの内容は、以下の点に留意する。

- (1) 「研修の形態」は、講義の実施方法（昼間、夜間及び通信の別）を記載すること。
- (2) 「修業年限」は、要綱4(3)の期間内であること。
- (3) 「研修期間」は、研修（講義、演習、実習）の開始から修了までの標準期間を、年、月又は日を単位として記載すること。例 1年、3か月、90日
- (4) 「受講料」は、講習料、教材料、実習料等受講者が共通して負担しなければならない費用の総額であって、1人分を記載すること。
- (5) 「カリキュラム」は、別紙1に定める科目（項目）を含み、科目（項目）名、研修時間数等を記載すること。
- (6) 「出欠の確認」は、講義・演習、実習において出欠を確認する方法、出席簿等について、記載すること。
- (7) 「成績の評定方法」及び「修了の認定方法」は、要綱12を満たすものであること。修了するには、すべての科目（項目）を受講しなければならないこと。
- (8) 「補講の取扱い」は、例えば、補講の対象者、受講費用、上限時間数等を記載すること。
- (9) 「退学規定」は、退学の手続方法（受講者から退学を求める場合と事業者が一方的に退学を命じる場合の方法等）を記載すること。
- (10) 「講師」は、講師名、担当科目（項目）、資格等を事業所ごとに記載すること。
- (11) 「実習施設」は、施設名、住所、設置者等を事業所ごとに記載すること。
- (12) 「講師」、「実習施設」は、別紙として、それぞれ添付3号様式、添付5号様式を利用して構わない。